

十日町市分別収集計画

令和8年度～令和12年度

(第 1 1 期)

令和7年7月

十日町市

十日町市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会・経済ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の概ねを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、焼却及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を図っていく。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- (2) 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月から令和12年3月までの5年間とし、3年ごとに見直す。（時期見直しは令和10年度実施予定）

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）を含む）、製品プラスチックを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	2,814	2,757	2,701	2,645	2,591

* 分別・資源化により容器包装廃棄物の排出割合は増加するが、当市の人口減少により容器包装廃棄物の排出量は減少するものと見込んだ。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施するに当たっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

① 見学会やごみ減量出前講座などを活用した教育、啓発活動の充実

地域や学校等のごみ処理施設見学会の機会やごみ減量出前講座などを利用して、地域住民、事業者に対してごみの排出量、処理経費の現状について情報提供し、限りある資源の有効利用や環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた普及啓発を図る。

② 分別収集の徹底

ごみ減量化、最終処分場延命化の一環として、ごみ収集カレンダーやごみ便利帳、スマートフォンアプリ、広報紙、市のホームページ等を通じて、分別排出、再生利用の意義及び効果の啓発を行う。

可燃性ごみの減量化にあわせて、ごみ集積庫設置補助制度による分別収集の効率化により、ごみの排出抑制を図る。

③ 買い物袋持参の推進と過剰包装の抑制

行政を事務局とした市民環境会議を組織しており、ごみ減量部会を中心として、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参の普及啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

④ 再生品の利用、販売

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、ストックヤード及び収集容器等を考慮し、収集に係る分別区分は下記表のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	金属類
主としてガラス製の容器 ・ 無色のガラス製容器 ・ 茶色のガラス製容器 ・ その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙箱類、その他用紙類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの（製品プラスチック）	プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込(法第8条第2項第4号)

(単位:t)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	103		101		99		97		95	
主としてアルミ製の容器	23		23		23		22		22	
無色のガラス製容器	(合計)									
	120		118		116		113		111	
	(引渡)	(独自処理)								
	120	0	118	0	116	0	113	0	111	0
茶色のガラス製容器	(合計)									
	131		128		126		123		121	
	(引渡)	(独自処理)								
	131	0	128	0	126	0	123	0	121	0
その他の色のガラス製容器	(合計)									
	57		56		55		54		53	
	(引渡)	(独自処理)								
	57	0	56	0	55	0	54	0	53	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	9		9		9		9		8	
主として段ボール製の容器	331		324		317		311		304	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	86		84		82		81		79	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	86	0	84	0	82	0	81	0	79
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)									
	164		160		157		154		151	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	164	0	160	0	157	0	154	0	151
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	318		311		305		299		293	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	318	0	311	0	305	0	299	0	293
(うち白色トレイ)	(合計)									
	25		25		24		24		23	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	25	0	25	0	24	0	24	0	23
製品プラスチック	86		85		83		81		80	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、令和2年の国勢調査人口を基準とした将来推計人口をもとに、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
43,923人 (対前年度比) △1.9%	43,046人 (対前年度比) △1.9%	42,170人 (対前年度比) △1.9%	41,293人 (対前年度比) △2.0%	40,416人 (対前年度比) △2.0%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用しておこなう。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	金属類	市による定期 収集 資源物回収セ ンター拠点回 収	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	ガラスびん（無色）		
	茶色ガラス製容器	ガラスびん（茶色）		
	その他ガラス製容器	ガラスびん（その他）		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙箱類・その他用紙類		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチ ック製容器包装	プラスチック		
	製品プラスチック	プラスチック		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

スチール缶、アルミ缶類は混合収集とし、委託業者での選別・圧縮・保管とする。紙製容器類の段ボール、紙パック（牛乳パック）、その他の紙製容器類についても2種類別で収集し、委託業者での選別・圧縮・保管とする。またペットボトル容器及びその他のプラスチック容器類、製品プラスチックについても2種類別で収集し、委託業者での選別・圧縮・保管とする。ガラス容器類については色別（無色、茶色、その他の3種類）に収集し、委託業者で保管とする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	金属類	かご	パッカー車 平ボディ車	委託業者
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	ガラスびん（無色）	かご		
茶色ガラス製容器	ガラスびん（茶色）	かご		
その他ガラス製容器	ガラスびん（その他）	かご		
飲料用紙製容器	紙パック	ひも結束		
段ボール	段ボール	ひも結束		
その他の紙製容器包装	紙箱類、その他用紙	ひも結束		
ペットボトル	ペットボトル	かご 中身の見える網袋		
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック	かご 中身の見える網袋		
製品プラスチック	プラスチック	かご 中身の見える網袋		

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関して重要な事項

- ・市民の分別意識を高め、効率的な分別収集を実施するために集積庫設置の補助や分別収集容器の貸与などの支援を行なう。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行なうこととする。